

ガス関係用地除草業務仕様書

この仕様書は、ガス関係用地の除草に関する仕様を定め、当該業務を合理的に執行することを目的とする。

業務場所 大津市大石東三丁目ほか

第1節 一般事項

1. 1 適用

- (1) 本仕様書（以下、「仕様書」という。）は、ガス関係用地の除草（以下、「業務」という。）に適用する。
- (2) 仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に保管するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、下記の順番とする。

1. 契約書
2. 仕様書

1. 2 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- (1) 受託者は、暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載し通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、再委託の協力者に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 3 受託者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る経費は、受託者の負担とする。
- (2) 業務に必要な機械、消耗部品、材料、油脂等は、受託者の負担とする。

1. 4 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第2節 業務関係図書

2. 1 業務の記録

- (1) 業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (2) 業務の範囲において、同一場所での作業前及び作業後並びに作業状況が確認できる写真を添付する。なお、写真の撮影箇所は業務の範囲に応じて設定し、そ

の設定した撮影箇所について事前に担当者の承諾を得ること。

第3節 業務現場管理

3.1 業務条件

- (1) 業務を行う日及び時間は、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時40分より午後5時25分の間とする。
- (2) 業務時間等を変更する必要がある場合には、あらかじめ担当者の承諾を受けること。
- (3) 業務実施日は作業開始、終了時の報告を、必ず担当者に連絡すること。
なお、作業するに当たり業務実施日の土曜日、日曜日及び祝日を除く7日前には、必ず担当者に連絡すること。

3.2 業務の労務及び安全管理

- (1) 受託者は、労働基準法・職業安定法・労働者災害補償保険法、その他労働関係法令に基づく措置の全てを、受託者の責任において処理を行うこと。
- (2) 受託者は、業務担当者の労務管理に責任を負うものとする。

3.3 火気の取扱い

作業に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

3.4 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

4.1 服装等

業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。

第5節 業務に伴う廃棄物の処分等

5.1 廃棄物の処分

業務の実施に伴い発生した刈り草の処理については、別表令和6年度ガス関係用地除草業務委託一覧表に記載の処分施設に搬入し処分すること。なお、搬入の際は、事前に廃棄物減量推進課との調整が必要なため、搬入予定日の10日前には本市担当者に搬入予定日を報告すること。

また、1回の搬入が200kg以上の場合は、事業系一般廃棄物管理表（マニフェスト）が必要となります。

- ・環境美化センター 住所：大津市膳所上別保町785-1
搬出場所：別表一覧表（1）～（8）
- ・北部クリーンセンター 住所：大津市伊香立北在地町272
搬出場所：別表一覧表（9）～（14）

5.2 廃棄物の処分費

業務の実施に伴い発生した刈り草（事業系一般廃棄物）の処分費については、大津市の負担とする。

第6節 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

6. 1 作業用足場等

- (1) 足場、仮囲い等は受託者の負担とする。
- (2) 足場、仮囲い等は労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

6. 2 持ち込み資機材の残置

非常駐の業務にあたっては、受託者が持ち込む資機材は、原則とし毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受託者等の責任において行う。

6. 3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第7節 業務仕様

7. 1 業務の範囲

- (1) 業務の対象施設は、別表のとおりとする。
- (2) 業務の時期については、1回目契約締結後協議の上決定する、2回目9月中旬、3回目11月上旬とする。
- (3) 業務対象以外であっても、ガス関係用地等に異常を発見した場合は、担当者に報告すること。

7. 2 業務に伴う注意事項

- (1) 業務の結果、対象部分を原状より悪化させてはならない。
- (2) 業務の実施に当たり、既設構造物の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ担当者の承諾を得ること。
- (3) 特記もしくは担当者が指示した場合又は受託者が業務を実施する上で必要と判断する場合は、交通誘導員を配置すること。
- (4) 業務中は飛び石に注意を払い、通行人・車両・構造物に損傷を与えないよう対策を講じること。

7. 3 業務の内容

- (1) 業務区域内にあるごみ及び石、空缶等の障害物はあらかじめ除去すること。
- (2) 樹木・草花・施設等を損傷しないように注意し、刈り残しのないよう除草・除根作業を行うこと。
- (3) 肩掛式の機械刈りが不可能な部分については、人力による手刈り作業で行うこと。花壇や植え込み地、砂利地については、人力抜根作業を行うものとする。
- (4) 業務により発生した刈り草はそのまま放置せず、飛散を防止する袋等に入れ、速やかに処理をすること。

- (5) やむを得ない事由により、刈り草を仮置きする場合は、飛散を防止する袋等に入れ、施錠ができる敷地内に保管すること。
- (6) 集積時に草以外のものがあつた場合は、別に集積し、担当者の指示に従うこと。
- (7) 刈り草は、一般廃棄物として処分すること。
- (8) 除草の刈高は、各現場によるものとするが、芝生箇所に関しては高さ3cm以内を目処とする。
- (9) 一日の作業完了時には、各施設入口、門扉等の施錠を確認すること。

第8節 保険等

8.1 第三者に及ぼした侵害

業務の実施に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入し、加入証の写しを担当者に提出すること。

第9節 新型インフルエンザ等流行時に係る業務仕様

9.1 非優先委託業務

- (1) 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。
- (2) 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時には、大津市は受託者に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

(不当要求)
不当介入 (業務妨害) 事案通報書

滋賀県 警察署長 様

大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課	
受託者	所在地	(本社)	電話 () - FAX () -	
		(現場事務所)	電話 () - FAX () -	
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等	(通報者の職・氏名)		電話 () -
		(対応者) 所属会社名		電話 () -
		氏 名		
役 職				
不当介入の 行為者	住 所	電話 () - FAX () -		
	所 属			
	役 職			
	氏 名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[受託・再委託] (再委託の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () - FAX () -		
工 事 件 名				
当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有・無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課	
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 再委託先において発生した場合であっても、必ず受託者が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。